

## 県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付要綱

制定 2 森 第 3 0 6 号  
令和 2 年 6 月 1 7 日  
最終改正 3 森 第 2 1 7 号  
令和 3 年 4 月 2 2 日

### (趣旨)

第 1 条 県は、福島県産材の需要拡大に繋がる、大径材を利用した原木から製品の製造までのサプライチェーンの構築に取り組む事業実施主体に対して、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (交付の対象及び補助額)

第 2 条 県は、別表 1 に掲げる事業主体が同表の事業を行う場合について、事業実施主体に対し必要な経費を交付するものとし、その額は同表に掲げる額の範囲内において、知事が定める額とする。

### (交付申請書)

第 3 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、事業交付申請書（第 1 号様式）とし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第 4 条第 2 項第 2 号に規定する別に定める書類は省略する。

3 交付申請書の提出部数は 1 部とする。

### (補助金の交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 1 号に規定する別に定める軽微な変更は、別表 2 に定める変更以外の変更とする。

### (変更の承認)

第 5 条 規則第 6 条第 1 項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出しなければならない。

### (申請を取り下げることができる期日)

第 6 条 規則第 8 条第 1 項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

### (概算払)

第 7 条 知事は必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について、別に定める概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

### (遂行状況報告)

第 8 条 規則第11条に規定する事業の遂行状況報告は、様式第 4 号により、交付金の

交付決定のあった年度の10月末日現在において、当該月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は様式第1号によるものとし、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して10日を経過した日、又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた事業主体は、補助事業を完了した場合は補助金交付請求書（様式第5号）を速やかに知事に提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた事業主体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿、その他書類を整備し、事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月22日から施行し、令和3年度事業から適用する。

別表1

交付の対象及び補助額

事業名	事業内容	補助対象経費	事業主体	補助額
<p>県産材サプライチェーン構築支援事業</p> <p>(1)大径材運搬経費支援 (2)製品加工経費支援</p>	<p>福島県産材の大径材を活用し、原木から製品までのサプライチェーンの取組(注1)を行うために必要な経費を支援する(注2)。</p>	<p>(1)大径材を山土場から木材市場又は製品加工工場へ運搬するための経費</p> <p>(2)大径材を製品へ加工するための経費</p>	<p>林業・木材関係団体、県産材を生産・利用する法人又はそれらで構成される共同事業体等で、別に定める審査委員会による選定を受けたもの。</p>	<p>定額</p> <p>(1)m3あたり1,000円の範囲内で知事が別に定める</p> <p>(2)m3あたり5,000円の範囲内で知事が別に定める</p>

注1 別に定める公募要領により、各年度毎に取組の公募・採択を行い事業を実施するが、1つのサプライチェーン取組における支援期間は最長で3年までとし、4年目以降は事業の対象としない。

注2 バイオマス燃料及びパルプチップを主体とする取組については対象外とする。

別表2

## 事業変更内容

事業	重要な変更	
	経費の変更	事業内容の変更
県産材サプライチェーン構築支援事業	(1) 補助金対象額の増減	(1) 共同事業体等の変更・追加 (2) 事業種目の新設又は廃止

福島県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

県産材サプライチェーン構築支援事業 交付申請書  
(実績報告書)

年度において、下記のとおり県産材サプライチェーン構築支援事業を実施したいので(したので)、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項(規則第13条1項)及び県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付要綱第3条(要綱第9条)の規定により、補助金 円を交付して下さるよう申請します(実績を報告します)。

記

- 1 事業目的
- 2 事業の内容 ※別に定める事業計画書又は実績報告書を添付する。  
別添のとおり

3 経費の配分

事業名	総事業費	負担区分			備考
		県補助金	自己負担金	その他	
	円	円	円	円	

- 4 事業着手及び完了(予定)年月日  
着手 年 月 日 完了 年 月 日

5 収支予算(精算)

(1) 収入の部

区分	予算(精算)額	備考
県補助金	円	
自己負担金	円	
その他	円	
計	円	

(2) 支出の部

事業名	事業区分	予算(精算)額	備考
		円	
計			

- 6 本件責任者及び担当者  
責任者氏名  
担当者氏名  
連絡先

(注) 不要の文字は、抹消すること。

福 島 県 知 事

住所又は所在地  
名 称  
代表者の氏名

県産材サプライチェーン構築支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度県産材サプライチェーン構築支援事業を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第 6 条第 1 項及び県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

年 月 日付け福島県指令 第 号

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更（中止・廃止）の内容

別紙のとおり

（注）「変更（中止・廃止）の内容」の別紙は、事業の内容及び経費の配分を記載し、変更前と変更後の内容を対比できるようにすること。

様式第3号

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
名 称  
代表者の氏名

県産材サプライチェーン構築支援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号をもって交付決定のあった県産材サ  
プライチェーン構築支援事業補助金について、補助金 円を概算払により交付し  
てくださるよう請求します。

記

事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A - B - C)	円

※ 別に定める事業の実施量が確認できる書類を添付すること

様式第4号

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
名 称  
代表者の氏名

県産材サプライチェーン構築支援事業遂行状況報告書

〇〇年度県産材サプライチェーン構築支援事業の遂行について、福島県補助金等の交付等に関する規則第11条及び県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

2 事業遂行状況

別紙「県産材サプライチェーン構築支援事業遂行状況」のとおり

## 県産材サプライチェーン構築支援事業遂行状況

事業実施主体：

1 事業費等

区 分	事 業 費 等 細 工 分						着 工 年月日	完了予定 年月日
事業名	事業費等	実施計画時	内 示	交付指令	変更交付 指令①	変更交付 指令②		
	事業費（円）	○円	○円	○円				
	うち補助金	○円	○円	○円				
	特記事項		年月日 ○年○月○日	年月日 ○年○月○日	年月日	年月日		

区 分	進捗率%	支出済額	備 考
10月末現在	○%	○円	

## 2 実施状況

1	10月 末 までの 実 施 状 況
2	11月 以 降 の 実 施 計 画

注 これまでの事業実施内容、今後のスケジュール等を記載すること

様式第5号

年 月 日

福島県知事

住所又は所在地  
名 称  
代表者の氏名

県産材サプライチェーン構築支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け福島県指令 第 号をもって交付決定のあった県産材サ  
プライチェーン構築支援事業補助金について、下記により補助金 円を交付し  
てくださるよう請求します。

記

事業費	円
交付決定額 (A)	円
受領済額 (B)	円
今回請求額 (C)	円
残額 (A - B - C)	円